きはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

4　一兆八千十二億二千三百四十四万五千円と各市町村について前項の規定により算定した額（合併市町村（第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下この条において同じ。）にあつては第三項の規定によつて算定した額とする。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

5　合併関係市町村に係る法附則第六条の二第一項第二号に掲げる額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第七項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に附則別表第十三(2)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇六四を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四三九四三を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

［6　略］

7　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成二十九年四月二日から平成三十年四月一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条において「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一項第一号から第五号までに掲げる数値、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第一項第二号から第五号までに掲げる数値、平成二十七年四月二日から平成二十八年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一項第三号から第五号までに掲げる数値、平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一項第四号及び第五号に掲げる数値、平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

二　平成二十九年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第四十六号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三～五　［略］

［削る］

その端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

4　一兆八千二百七十七億五千六百三十一万四千円と各市町村について前項の規定により算定した額（合併市町村（第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下この条において同じ。）にあつては第三項の規定によつて算定した額とする。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

5　合併関係市町村に係る法附則第六条の二第一項第二号に掲げる額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第七項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に附則別表第十三(2)のAに定める当該補正指数に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇四二を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四〇二五四を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

［6　同上］

7　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条において「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一項第一号から第五号までに掲げる数値、平成二十七年四月二日から平成二十八年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第一項第二号から第五号までに掲げる数値、平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一項第三号から第五号までに掲げる数値、平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一項第四号及び第五号に掲げる数値、平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［新設］

二～四　［同上］

五　平成二十四年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基